

## 横須賀市住民主体の居場所づくり活動支援補助金交付要綱

### (総則)

第1条 横須賀市住民主体の居場所づくり活動支援補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居場所 空き家、商店街の空き店舗、事業所の空きスペースを活用し、高齢者の介護予防等を図る活動を行う場として集える場をいう。
- (2) 高齢者 市内に在住する65歳以上の者をいう。
- (3) 福祉に関する情報掲載媒体 市が運用する介護保険等の社会保障制度に基づく公的サービスを除く高齢者の地域での暮らしに資する社会資源情報を掲載したウェブサイトをいう。

### (目的)

第3条 持続可能な地域の支え合い活動の一つとして、住民が主体となった団体が行う高齢者を含めた多様な世代及び属性の住民同士が交流し、一緒に活動できる居場所の創出及び運営に要する経費の一部を市が補助することにより、高齢者の介護予防に資する様々な居場所の充実を図ることを目的とする。

### (補助対象団体)

第4条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体の会則等を備えた団体であって、代表者及び会計管理者の定めがあり、かつ、3名以上の地域住民で構成される団体
- (2) 活動拠点及び活動場所が市内の団体
- (3) 地域包括支援センター及び市が別に配置する生活支援コーディネーターと連携することに同意する団体
- (4) 市ホームページ及び福祉に関する情報掲載媒体への掲載に同意する団体

- (5) 自らの活動についてパンフレット等によって広く周知している団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。
- (1) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年3月29日横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体及び暴力団員が構成員となっている団体
- (2) 営利を目的として活動している団体
- (3) 政治的活動若しくは宗教的活動又はこれらに係るものを目的としている団体
- (4) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者によって運営されている団体
- (5) 補助金の交付申請日の属する年度の前年度決算において、繰越金の額が支出額の3倍以上ある団体
- (6) 活動の主たる効果が市外で生じる団体
- (7) その他公序良俗に反する等補助対象として適当でないと認められる団体

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が行う介護予防等に資する活動であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として、月4回以上又は年間40回以上開催すること。
- (2) 1回あたりの開催時間をおおむね2時間以上とすること。
- (3) 1回あたりに65歳以上の参加者がおおむね5名程度、参加者全体でおおむね10名以上の参加が見込まれること。
- (4) 開催時間中に常駐できる者を1名以上配置すること。
- (5) 介護予防及び健康増進のための体操、講座等を月1回以上取り入れること。
- (6) 参加者同士の交流を図るよう配慮すること。
- (7) 特定の活動に限定せず、世代及び属性を問わず参加できるよう配慮すること。
- (8) 毎回の活動について、参加者数その他必要な事項を記録し、保管すること。
- (9) 活動場所等の安全性及び緊急時の対応策を定めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助の対象としない。

- (1) 特定の趣味、娯楽その他参加者が限定される事業
- (2) 国、県及び市から他の補助金等の交付を受けて実施する事業（社会情勢等により一時的に交付される補助金等は除く。）
- (3) 法令に違反する事業又は違反するおそれのある事業

（団体の義務）

第6条 補助対象団体は、次の各号に掲げる対策等を行わなければならない。

- (1) 活動者及び活動場所の清潔の保持並びに健康状態の管理のために必要な対策（インフルエンザ等の感染症予防及びまん延防止に関する対策を含む。）
- (2) 活動を実施する過程で知り得た利用者及びその家族の情報について漏えいを防止するための対策
- (3) 事故発生時の対応策及び関係機関への連絡体制の構築
- (4) 活動の廃止時又は休止時の届出と便宜の提供

2 補助対象団体は、事故の発生に備え、行事用保険等に参加するよう努めなければならない。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象団体が補助対象事業の運営に係る費用のうち、別表第1に掲げるものとする。

（補助金の交付額）

第8条 交付する補助金の額は、予算の範囲内において、別表第2に定めるとおりとする。

（交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長が別に定める日までに市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 規則第4条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 同意書兼誓約書（第1号様式）
- (2) 団体役員名簿（第2号様式）
- (3) 各種加算がある場合は、別表第2に定めるもの

(4) その他市長が必要と認める書類

3 交付申請後、市長は補助金の交付を受けようとする団体に対し、ヒアリングを実施する。

4 同一の補助対象団体による補助金の交付申請は、年1回とする。

(実績報告)

第10条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 活動記録簿(第4号様式)

(2) 決算書

(3) 補助金用途報告書(第5号様式)

(4) 領収書又はその写し

(5) 利用者名簿

(6) 各種加算がある場合は、別表第2に定めるもの

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出後、市長は補助対象団体に対し、ヒアリングを実施する。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

対象となる経費区分	主な対象経費
コーディネート費	利用に関する受付、調整、関係機関との連絡を行う者に係る人件費
報償費	講師謝礼に要する費用
消耗品費	活動に必要な事務用品など
光熱水費	居場所の電気、ガス、水道代など
備品購入費	活動に必要な備品など
印刷費	広告物、資料等の印刷物の作成費用、印刷費用
通信費	郵送料、団体専用電話の使用料など
修繕費	居場所の修繕費用
保険料	行事保険等の加入に要する費用
使用料・賃借料	居場所の使用及び賃借費用
研修費	構成員の知識向上のための研修費用
その他諸経費	その他市長が必要と認めるもの

※備考

次に掲げる経費は、補助の対象外とする。

- （1）食糧費（総会等の会議における飲料代は除く）
- （2）委託料
- （3）団体の構成員への謝礼等直接人件費
- （4）自宅など団体構成員の所有地にかかる使用料及び賃借料
- （5）居場所の創出又は運営に直接関係のない経費
- （6）自動車及び不動産の取得に係る経費
- （7）構成員又は居場所の参加者個人に直接的な利益となる経費

別表第2（第8条、第9条、第10条関係）

当該事業の実施に係る補助対象経費及び上限額は、（1）に定める基準額及び加算の合計とする。

ただし、以下の加算については、交付条件及び上限額を設ける。

【種別（B）】

①賃借料加算 年200,000円まで

②リフォーム等加算 1団体につき1回のみ、年100,000円まで

【種別（C）】

開催回数加算 年50,000円まで

（1）

種別	項目	対象経費	金額	第9条及び第10条に定める必要書類
(A)	基準額	居場所の運営や地域包括支援センター等の関係機関との調整に係る経費	一律 100,000円	-
(B)	① 賃借料加算	居場所の運営に一定上の賃借料が生じる場合に加算	最大 200,000円	・加算額計算書（第3号様式） ・1年度の賃借料の総額がわかる書類
	② リフォーム等加算	居場所の整備等が必要な場合の加算	最大 100,000円	・加算額計算書（第3号様式） ・リフォーム等の金額や内容がわかるもの
(C)	開催回数加算	規定回数以上の活動を行う場合の加算	最大 50,000円	・加算額計算書（第3号様式）

（2）（1）種別（C）の計算方法は以下のとおり

1年度間開催回数	加算額
41回以上	1回につき、2,500円を加算する。